

奈良県パブリックコメント手続要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県の基本的な計画等の策定や施策を推進する過程において行う様々な意見募集のうち、相手方を特定せず行う意見募集の手続に関して必要な事項を定める。

(実施機関)

第2条 この要綱において「実施機関」とは、知事、教育委員会、公安委員会、警察本部長をいう。

(対象)

第3条 実施機関は、次に掲げる計画、条例、規則、審査基準等（以下「計画等」という。）を策定しようとするときは、この要綱に定める手続を行うよう努めるものとする。

- (1) 県の施策に関する基本的な計画の策定及び重要な変更
 - (2) 県民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃に係る案の策定
 - (3) (2) に規定する条例の委任を受け、又は条例を施行するために定める規則（施行期日を定めるもの、提出書類の様式を定めるもの及び所掌事務の範囲その他組織について定めるもの等を除く。）の制定又は改廃に係る案の策定
 - (4) 審査基準、処分基準及び行政指導指針（実施機関が自ら定めるもので、行政手続法第39条（平成5年法律第88号）の規定による意見公募手続の対象となる審査基準等に準ずるものに限る。）の制定又は改廃に係る案の策定
 - (5) 広く県民の公共の用に供する施設の建設に係る基本的な計画の策定及び重要な変更
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急性を要するもの及び軽微なもの等については、本手続の全部又は一部を行わないものとする。
- 3 第1項に掲げる計画等に該当しないものであっても、本手続を行うことが望ましいものについては、本手続を行うことができるものとする。

(計画等の案の公表)

第4条 本手続を実施しようとする実施機関は、最終的な意思決定を行うまでの適切な時期に、意見募集の対象となる計画等の案（以下「計画等の案」という。）を公表するものとする。

- 2 実施機関は、前項の規定により計画等の案を公表するときに併せて、次に掲げ

る資料を公表するよう努めるものとする。

- (1) 案の概要
- (2) 案を作成した目的等
- (3) その他必要な関連資料
 - ア 根拠法令
 - イ 上位計画の概要
 - ウ 案の策定に際して整理した論点
 - エ その他必要な資料

(案の公表方法等)

第5条 実施機関は、計画等の案及び前条第2項に掲げる資料（以下「案等」という。）を公表しようとするときは、県政情報センター及び県民お役立ち情報コーナーに備え付けるとともに、県のホームページに掲載するものとする。

- 2 実施機関は、前項の規定によるもののほか、必要に応じて市町村や関係団体等に案等を備え付けるなど、県民が案等を閲覧できる機会を広く確保するよう努めることとする。
- 3 公表する内容が相当量に及ぶ場合には、活用する公表方法すべてにおいて、前条に掲げる案等の全体を公表する必要はないものとする。この場合において、実施機関は案の概要と案等全体の入手方法を明確にするものとする。

(県民への周知)

第6条 実施機関は、前条による案等の公表を行うことについて、次に掲げる方法等を活用し、県民への積極的な周知に努めるものとする。

- (1) 県の発行する広報誌への掲載
- (2) 報道機関への発表
- (3) その他適当と考えられる方法

(意見・情報の募集期間)

第7条 実施機関は、公表する案等の県民への周知に必要な期間及び県民が意見・情報を提出するためには必要な期間を考慮し、案件に応じて1か月程度を目安として募集期間を定め、案等の公表時に明示するものとする。

(意見・情報の提出方法等)

第8条 意見・情報の提出方法は、郵便、ファクシミリ、電子メール等によることとし、案等の公表時に明示するものとする。

- 2 意見・情報を提出した個人の氏名又は法人の名称その他の当該個人又は法人に関する情報は、原則公表しないこととする。ただし、当該情報を公表する場合は、あらかじめ案等の公表時にその旨を明示するものとする。

(意見・情報の取り扱い)

- 第9条 実施機関は、提出された意見・情報を考慮して、計画等について意思決定を行うものとする。
- 2 実施機関は、計画等について意思決定を行ったときは、提出された主な意見・情報とこれに対する県の考え方、並びに案を修正した場合はその修正内容及びその理由を取りまとめて公表するものとする。
- 3 実施機関は、提出された意見・情報の中に、奈良県情報公開条例第7条に掲げる不開示情報に該当する情報が含まれているときは、当該不開示情報部分を公表してはならない。
- 4 第2項の規定による公表の方法については、案等の公表方法を準用する。

(意思決定過程の特例)

- 第10条 計画等の案に関して、審議会等の附属機関又はそれに類する機関において本手続に準じた手続を経て策定した報告、答申等に基づき、実施機関が当該報告、答申等と実質的に同じ内容の計画等を策定する場合には、改めて本手続を行わないものとする。
- 2 計画等の案に関して、本手続を終了した後意思決定を行うまで、若しくは計画等の実現までに相当の期間が経過した場合、又は著しい事情の変化等により当初の案とは異なる案により計画等を策定する場合は、再度本手続を行うものとする。

(一覧表の作成等)

- 第11条 実施機関は、本手続を実施しようとするときは、その内容を行政経営課へ報告するものとする。また、本手続を終了したときも同様とする。
- 2 行政経営課は、本手続を行っている計画等の一覧を作成し、県政情報センター及び県民お役立ち情報コーナーに備え付けるとともに、県のホームページに掲載して公表するものとする。
- 3 本手続を行っている計画等の一覧には、次に掲げる事項を記載するものとする。
- (1) 本手続を行っている計画等の名称
(2) 案等の公表日
(3) 意見・情報の提出期限
(4) 案等の入手方法、問い合わせ先
- 4 行政経営課は、毎年度パブリックコメント手続の実施状況を取りまとめ、県民に公表するものとする。

(その他)

- 第12条 この要綱の施行に関して必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年2月16日から施行する。